

Title	土耳其使節オスマン・パシャ來朝の使命
Sub Title	
Author	内藤, 智秀(Naito, Chishu)
Publisher	三田史学会
Publication year	1930
Jtitle	史学 Vol.9, No.4 (1930. 12) ,p.43(575)- 54(586)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19301200-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

土耳其使節オスマン・パシヤ來朝の使命

一

土耳其帝アブドル・ハミッド二世の極東派遣の使節オスマン・パシヤ一行は、一八八九年（明治二十二年）六月十五日土耳其の首都君府を出帆して、翌年六月八日横濱へ到着した。右使節の一行六百七名は同年九月十五日横濱を出發して其の歸途につくまで九十二日間吾が國へ滞在してゐたのであつたが、彼等は不幸にして其の歸途紀州沖で暴風雨に遭遇して土耳其軍艦エルトグロールは沈没し乗組員も六十九名を餘す外悉く海底に其の貴重な生命を失つた。

右派遣使節の使命は果して何であつたか、それについて自分の意見を今簡単に述べて見たいと思ふ。

二

右使節使命の第一は、我が小松宮殿下が一八八七年（明治二十年）土耳其宮邸を訪問された事があつたので、彼等が其れに對する答禮の使であつた事は明かである。即ち土耳其帝アブドル・ハミッド二世が、

土耳其軍艦エルトグロールを吾が國へ派遣する時、使節團長オスマン・パシヤ及び土耳其海軍當局に下した命令によつても窺はれる。

小松宮陸軍中將彰仁親王殿下は軍事御視察の爲め御息所御同伴歐米諸國及び土耳其、暹羅支那等へ御旅行なされたのであつた。其の御日程は明治十九年十月二日東京御出發先づ米國を御視察の上英佛獨逸露伊蘭葡等の諸國を御巡察になり、明治二十年十月には土耳其に渡られ、十一月暹羅を御覽になつて同年十二月二十四日香港に上陸なされた。宮殿下は支那を御巡視の上翌年早々御歸朝なされたのであつたが、吾が陛下は小松宮殿下の御歸朝早々土耳其帝に向つて感謝狀と漆器の贈物を御遣しになつた。そして後東伏見宮殿下よりは御手飼の白矮鶏一番、細川護成侯より黃鳥小錦鳥、徳川頼倫侯より駒鳥璃璃鳥を献上した。

アブドル・ハミッド二世は此の事件に關し後年彼れの言行録中に左の通り記してゐた。

「ミカドは親切にも日本の汎ゆる珍奇な禽鳥を蒐めて我がイルデス宮廷に寄贈して呉れた。露國大使が何んなに眼を光からせてゐるかは見物である。彼れは果して日本と我國との間の同盟案を想像する大膽さを有しなかつたであらうか。思へば日東君主の贈物には底意があるかも知れない。日本との通商條約案商議の際に青木伯は兩帝國の同盟に依つて生ずる偶然的効果をほのめかした事がある、云々」

(Le Mikado a eu l'amabilité de m'envoyer pour mon parc d'Yildiz toutes sortes d'oiseaux rares de

son pays. C'est bizarre de voir quel flair a l'ambassadeur de Russie. N'a-t-il pas eu l'audace de supposer des projets d'alliance entre le Japon et nous ! Il se peut que le cadeau du souverain du "Pays du Soleil Levant" cache une arrière-pensée. A l'occasion de l'élaboration de notre traité de commerce avec le Japon, le comte Aoki a insinué l'utilité éventuelle que pourrait avoir une alliance entre nos deux empires.) (註一) ぬ。

即ち土耳其帝は斯様な考から、オスマン・パシヤを使節として、我が國へ派遣したが、當時土耳其帝の我が明治天皇陛下に宛てられた御親翰(原文佛文)の中にも、明らかに、「陛下が名高き菊花大綬章を贈られたる事を記載したる貴翰を、余は最大の満足を以て手にしたり。是れ誠實なる友誼を證する親愛の情に外ならず。余の陛下に對し感謝に堪えざる所以なり。斯くして其の勳章を陛下より贈呈されし日本藝術の精巧なる傑作品とは同じく余の許に到着せり云々」

(J'ai reçu avec la plus vive satisfaction la lettre amicale par laquelle votre Majesté Impériale a bien voulu m'annoncer qu'Elle m'envoyait l'ordre distingué de Chrysanthème comme une preuve particulière des sentiments affectueux que Lui fait éprouver l'amitié sincère dont je suis animé à Son égard. Les insignes de cet ordre ainsi que les magnifiques œuvres d'art du Japon gracieusement offertes par Votre Majesté me sont également parvenues.)

と記してゐられたのであつたから、右使節一行の第一の使命が我が皇室に對する右の御答禮にある事は疑ふべからざる事であると考へる。

三

右使節使命の第二は、土耳其練習艦隊の極東派遣にあつた。是れは土耳其帝から首相キヤミル・パシヤの名を以て一八八九年(明治二十二年)二月二日土耳其海軍大臣ハッサン・フスニー・パシヤへ發せられたる文書によつても明らかなる事である。即ち右の文書には、

「土耳其海軍兵學校の卒業生は、更に其の知識を磨き、廣く海外の事情に通ずることを必要とする。共に、既に修得したる理論を實地につき應用することは、極めて緊要である。其の目的達成の爲めには陛下の御思召により、今回兵學校の卒業生を中心とし、練習艦隊を組織して、印度支那及び日本へ派遣することとする」(註二)とある。

當時土耳其其の海軍力は、其の艦數に於て海防艦十二隻、二等巡洋艦二隻、三等巡洋艦四隻、砲艦六隻、一等水雷艇十九隻、三等水雷艇七隻等であつた。其の中主要なるものは十七隻で、最大なるものメスウヂエ(mesoudiyeh)で一八九九〇噸の一八七四年の建造にかゝるものであつた。其の他は六四〇〇噸乃至六九〇〇噸級のもの六隻あつたが、何れも一八六四年(元治元年)乃至一八八五年(明治十八年)の建造にか

かるものであつた。そして二〇五〇噸乃至二七〇〇噸級のものも八隻あつたが、何れも一八六八年（明治元年）乃至一八七二年（明治五年）の建造になるものであつた。然し其の他のものは一八六四年（元治元年）の建造になる三三〇噸のもの二隻あるのみで、一の戦闘艦さへ見出されなかつた。そして一方當時の阿刺比亞、埃及、チユニス其の他多島海の沿岸に於て甚だ多事であつた。而も是等地方の叛亂及び外國干涉に對抗する爲めには、勢ひ土耳其海軍の威力に待つ事多大なるものがあつた。そして此の頃は未だ小亞細亞及びシリヤの沿岸には鐵道の敷設を見てゐなかつた。それで益々海軍勢力の充實を必要としたので、古來北海、地中海、波斯灣及び黒海以外に一度も遠洋航海を試みた事なかつた土耳其海軍としては、當然極東への遠洋航海の事を考へたわけである。

「土耳其及び其の方面への日本艦隊の遠洋航海は一八七八年（明治十一年）一月十二日から翌年三月廿九日に亘つて、軍艦清輝によつて行はれた。其の當時土耳其の首都君府へは一八七八年十一月九日に到着して二十日まで碇泊してゐた」（註三）そして別狀なく同艦は明治二十一年沈没するまで活動してゐたのであつた。（註四）

然るに一方土耳其海軍當局者及び其の技術家等は波斯灣への航海は度々行つてゐたが、印度以東極東への大航海の試みは、始めての事として、國內に於ても随分面倒な事件を惹起し、終には右派遣の軍艦エルトグロールを大平洋に沈め、五百三十八人の乗組員を悉く犠牲にしたのであつた。右は一つには其の

經驗のたりなかつた事にも原因すると考へるが、當時横濱發行の英字新聞にも「讀者の中には熟知する方もある如く、エルトグロールは、其の資金に缺乏を告げ、何としても此の際彼等が充分な權威を有するものとは信じられなす」(some of our readers will no doubt have heard to the report that the Ertou-groul was short of funds and had no credit, which we are assured on good authority is by no means the case.) (註五) と評した位であつた。然し何れにしても右練習艦の遠洋航海が使命の一つであつた事は右の如く疑ない事實であつた。

四

派遣使節の使命の第三は、日土兩國間の永い間の懸案となつてゐた、日土條約締結促進問題にあつた。それは土國使節一行遭難の際、日本から金剛比叡の二艦を土國へ派遣し、生還者六十九人を土國まで送還した時、其の一行に加はつた堀越善重郎氏が、筆者に對する左の談話によつても分明することと考へる。

即ち堀越氏は「自分は一八九〇年(明治二十三年)十一月時の外務大臣青木氏から命を受け、土耳其が日本と對等の條約を速に締結して欲しいと云つて來たから、土耳其の實情を見て來てくれと云ふ命により、金剛比叡の軍艦に便乗し、彼の地に至り視察を遂げたものであるが、當時の土耳其は未だ我が國と對等

の條約を締結する程には萬事が整頓してゐなかつた」(註六)と話してくれた。

右の外オスマン・パシヤが 明治天皇陛下に對し奉呈した書翰(原文佛文)の中にも「將來兩國の間に親密の交誼を修めんとするは我が皇帝陛下の最も熱望する所なり」(Sa Majesté... désire que le développement de ces progrès éminents l'heureux établissemens d'amitié perfectuelle entre les deux pays.)

とあり、又土耳其帝アブドル・ハミッド二世から特使オスマン・パシヤを紹介した信任狀(原文佛文)の文句にも、「陛下が恒久に最善貴重なる友情の證を與へ給はん事を願ふ」(Je le prie... à me donner toujours des marques de sa bonne et précieuse amitié.)

とあるが是等は單なる外交上の儀禮とのみに解すべきでない事は、以上堀越氏の談によつても又「土耳其帝の言行録の記事(註七)によつても鮮明する事であると考へる。

然るに右は、當時日土の兩國が條約改正問題に關して極似せる状態に置かれてあつたに拘らず、其の利害關係は必ずしも一致してゐなかつた。且つ日本が土耳其をよく了解してゐたにしても、土耳其がまだ日本の實相を理解せず、當時の土耳其首相サイド・パシヤの回想録を見ても「日本は當時既に治外法權を撤廢してゐた」(註八)と解釋してゐた有様であつた。而も日本は一八八九年(明治二十二年)二月十一日には憲法を發布し、翌年には國會を開催したが、オスマン・パシヤ來朝當時は丁度其の際であつたので、日本は土耳其の要求を容れ亞細亞の一國と對等の條約を締結する運びには至らなかつた。

五

土國使節來朝の第四の使命は汎回教主義の宣傳を目的とした事であつたと考へる。元來オスマン・土耳其國は歐洲諸國の内部的分裂に際し、是れを巧みに利用して、東歐西亞の地に陣取つたものであつた。是等の關係を内部的に考察しても、他に阿刺比亞に統一的な君主のなかつた事にも原因してゐた。即ち曾て倫敦タイムスの通信員として君府に滞在すること十年其の後印度總督として令名を博してゐたサー・バレンチン・チロル (Sir Valentine Chirol) も認める様に、「阿刺比亞に於ける小國の獨立は土耳其を弱めるもので、土耳其に憂を遺すものである。英國が地中海の海上權を得、又埃及に於て比較的惠まれたる地位にあるのは、英國が阿刺比亞に於て其の勢力を維持するからであつた。」(註九)

即ち土耳其帝アブドル・ハミッド二世としては、其の國策上よりしても、國內の統一を企圖し、終に阿刺比亞の民心を一身に集める事の急務に迫られ、シリヤ生れの阿刺比亞人イゼット・パシヤ (Izzet Pasha) を重用し、又ゼマル・エド・デーン (Jemal-ed-Din) を信用してゐた。此の關係で、此の阿刺比亞を、事實上其の掌中に入れるには、西亞細亞各地が回教國である關係上汎回教主義の旗標の下にすることの最も得策であることを考へたわけである。

そして其の汎回教主義の旗標を更に力強く具體化するには、其の使節をして印度及び東亞細亞地方の

諸回教徒を歴訪せしむる事が最も効果の多い事は當然考へられた事であつた。元來軍艦を派遣して回教徒を慰問し同時に回教主としての土耳其帝の權威を示す事は他の方面に於ても試みたのであつた。即ちハインス・コーン(Hans Kohn)も其の著東洋民族運動史の中に云つてゐる通り「アブドル・ハミッドの宮廷から總へての國々へ向つて汎回教的宣傳が行はれた。其の船はジャワ、露西亞及びチユコスに派遣され到る所回教徒の自覺を強めたのであつた」。(Vom Hofe Abdul Hamids wurde die panislamische Propaganda nach allen Ländern getragen. Seine Sendboten gelangten nach Java, nach Russland, nach Tunis. Überall wussten sie das Selbstbewusstsein der Mohammedaner zu stärken.) (註10)々

尙ほ又此の使節派遣が汎回教主義宣傳を目的としたものである事を考へさせる理由は、

第一、右使節一行はスエズ運河に於て、其の軍艦エルトグロールを砂洲に乗り上げ、若干破損の個所もあつたが、此の地へ七月三十一日から九月二十四日迄、即ち五十五日間滞在して居り、そして修膳の爲め、船渠に入つてゐたのは僅かに八月十八日から十二日間に過ぎなかつた。是れには勿論ギースル(Giesl)が云つた様に(註11)「通過料支拂に對する困難や本國との交渉の爲めに長時間を要した」と云ふ事もあらうが、然し當時電信もあれば汽船も通つてゐて、郵便でさへ埃及から君府まで一週間で到着してゐたのであつたから、埃及に於ける彼等の長滞在の理由は其の調査又は汎回教主義の宣傳にあつた事は、其の後の彼等の行動によつても了解される。

右理由の第二は、彼等一行が孟買滞在中から又古倫母碇船中、先づ其の回教寺院に參詣し、特に多數の回教徒を船内に歓迎し大に之れが優待をなし、彼等回教徒に親和の情を示し、回教徒としての模範を示すべく努力したのであつた。殊に將校が兵士等を引卒して、回教寺院に詣て、祈禱の際神アルラーの名の外にカリフ・アブドル・ハミッド二世の名をパーデシャー(Padeshah)(註二)と云つて唱へ呼ぶ事の模範を示した。これは在來此の地方に於て試みられてゐなかつた事であるが、土帝アブドゥ・ハミッド二世が回教宣傳の爲めに、各地方に派遣した回教宣教師によつて斯様に教へられてゐた。そして其れを土耳其の兵士等がならつたのであつた。

尙ほ其の理由の第三は、彼等が新嘉坡へ意外に長く滞在して、南洋諸國から來る回教徒を待つてゐた事であつた。勿論是れには前述せる通り他に理由もあつたが、此の地へ四ヶ月間も滞在した事の裏面には、彼等か此の地を以て其の宣傳の最終地點である事を考へた事とも思へるのである。例へば回教會長國チオンブス(Cionbus)の君主マホメト・ザイン・エル・アヒッヂン(Mahommed Sain el Ahiddin)は其宰相シーヘンデル・イブン・サイド(Shihender Ibn Sayd)を態エルトグロールに派遣して、土帝に對し敬意を表し、回教徒一同と共に土耳其帝の成功と其の陸海軍の光輝とを祈り、又祝福したのであつた。

即ち新嘉坡の灣頭は見物人たる回教徒小舟の帆柱の爲めに沸騰するか如き光景を呈したとオスマン・パシヤの家書中にも見えてゐる。彼等回教徒は何れも軍艦に接吻し、當時新聞記者等はこれを見て、愛に

非す崇拜なりと評した位であつた。(註一三)殊にエルトグロールを新嘉坡から土耳其へ歸航せしめやうとの議論の起つた時、土帝から練習艦隊へ下した命令は、「軍艦は新嘉坡又は其の附近を視察し、是等の地方に於て、大に土耳其國旗の威信を示すへし」(註一四)とあつた位で、其の目的か汎回教主義的宣傳遂行にあつた事は動かすべからざる事實であるを發見するのである。

其の理由の第四としては、彼等一行が支那沿岸の各地に寄港した事それである。例へは西貢や香港又は福州に寄港した事、及び何れも其の滞在期間が十日乃至二十八日の長さに亘つた事は、其の間の消息を談るものてあると考へる。

最後に其の第五の理由となるのは、我か皇室に對する答禮とか或は日本との條約締結促進の爲めのみであるならば二三人の使節のみでも充分である筈であつた。又彼等使節かスエズ及び新嘉坡滞在中、土國海軍大臣から土帝に上奏し、二三人のみで、日本へ使することの許可を求めた時、之れを聞き入るべき筈であつた。然るに土帝は之れを聞き入れなかつたのには、土帝の政策として深く決するものがあつたに相違ないと考へる。又單に練習艦隊の派遣か其の主要目的であつたとしても、歐洲の海岸を訪問する事がより大なる効果があつた筈であり、又亞細亞へ派遣するにしても新嘉坡まで送つた事で満足すべき筈であつた。然るに殊に極東日本まで送つたのは印度、東南亞細亞及び支那地方に於て、其の回教徒に對し國威を示す事を目的とした事實のあつた事は當然考へられるのであつた、まして當時日本には多數

の回教徒の居住してゐたものと考へてゐた當時の土耳其人としては當然右の所置に出つべきわけあいであつたのである。

- (註一) Ali Vahbi Bey; *Pensées et souvenirs de l'Ex-Sultan Abdul Hamid*. Paris. P. 108.
- (註二) 土耳其海軍省文書
- (註三) 日本海軍報告(明治十一年及同十二年)
- (註四) 日本海軍兵學校參考館所藏、エルドグロール内面圖に「明治二十四年紀州大島附近に於て難破せる土國軍艦「エルトグロール」の生存者を軍艦金剛比叡に便乗せしめ當年の遠洋航海を兼ね土耳其に送還せる際同國海軍兵學校長より寄贈せるものなり、又日本軍艦の「ボスフォラス」海峡通過は之を以て嚆矢とす」とあるが、それより十三年前に此の擧があつたわけである。
- (註五) *Tapan Weekly Mail*, Yokohama, June 7th 1890. No. 23 pp. 577-578.
- (註六) 昭和四年十月十二日堀越善重郎氏談。
- (註七) Ali Vahbi Bey; *Pensées et souvenirs de l'Ex-sultan Abdul Hamid*. Paris p. 108
- (註八) Sayd Pasha; *Haturaty*. Istanbul 1912 37 S.
- (註九) Sir Valentine Chirol; *Pan-Islamism*. London (delivered at the Central Asian Society) 1909. p. 9.
- (註一〇) Hans Kohn; *Geschichte der nationalen Bewegung im Orient*. Berlin 1928. S. 37.
- (註一一) Baron Vladimir Giesl; *Zwei Jahrzehnte im Nahen Orient*. Berlin 1927. S. 50-51.
- (註一二) *Padeshah* は土耳其人がソルトンを呼ぶ際に稱へる言葉で、諸王の王を云ふ意味の土耳其語である。
- (註一三) オスマン・パシヤより其の家庭に送れる書翰
- (註一四) 土耳其海軍省文書